

屋外からの進入を防止する必要がある理由を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>屋外からの進入を防止する必要がある理由を定める件</p> <p style="text-align: center;">平成十二年 月 日</p> <p style="text-align: center;">建設省告示第 号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号。以下「令」という。）                  第二百二十六条の六の規定に基づき、屋外からの進入を防止する必要がある特別な理由は建築物の階が、次のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 建築物がイからくまでのいずれかに該当するもので、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれのある階</p> <p>イ 放射性物質を取り扱う建築物</p> <p>ロ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物</p> <p>ハ 爆発物を取り扱う建築物</p> <p>ニ 有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物</p> <p>ホ 変電所</p> <p>二 次のイからくまでに掲げる用途に供する階（階の一部を当該用途に供するものにあつては、当該用途に供する部分以外の部分を一の階とみなした場合に令第二百二十六条の六及び第二百二十六条の七の規定に適合するものに限る。）</p> <p>イ 冷蔵倉庫</p> <p>ロ 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途</p>	

ハ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途

ニ 無響室、電磁しゃくい室、無菌室その他これらに類する用途

三 前二号に掲げるものの他、保安上進入口を設けないことがやむを得ない階

附 則

この告示は、平成十二年 月 日から施行する。